

## 香川県建設工事従事者安全確保推進計画（変更案）からの修正点

### 1. 「標準見積書」及び「安全衛生経費」に係る記載の追加

「第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策」の「1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等」の「(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等」に、「標準見積書」及び「安全衛生経費」に係る記載を追加した。

建設工事従事者の安全及び健康が確保されるには、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されるとともに、建設工事の労働災害防止対策等に必要な安全衛生経費は、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう、安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を図るとともに、安全衛生経費の必要性や重要性について、発注者、建設業者及び県民に対して理解してもらうよう広報を実施することが重要である。労働安全衛生法令は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけているとともに、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれることから、立入検査等を通じ、法令遵守の徹底を図る。

### 2. 関係機関・団体の主な施策等の更新等

各関係機関・団体の回答に基づき、関係機関・団体の主な施策等を更新した。  
表記ゆれを統一するとともに、「(再掲)」を追記した。

### 3. 字句修正等

変更案作成時の修正漏れ等を修正した。